

軍用地 今後20年再契約 地主4万7000人分 114人分は強制使用

軍用地 今後20年再契約

地主4万7000人分 114人分は強制使用

【東京】県内の米軍、自衛隊基地に民有・公有地を提供していた地主約4万7千人と政府は15日、今後20年間の土地賃借契約を再締結した。一方で、米軍基地の地主114人（計約31・2秒）は再契約を拒否したため、駐留軍用地特別措置法に基づき政府が同日から強制使用する。

4万7千人のうち、米軍

基地への提供を再契約したのは4万3千人の約1万1580秒。移設問題の膠着で固定化が懸念される普天間飛行場、嘉手納基地、キャンプ・シュワブやキャンプ・ハンセンなど本土復帰時に契約された主要な米軍施設のほとんどが20年間の提供を継続される。

再契約を拒否した114人の土地は普天間や嘉手納の一部をはじめ、伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセンの金武ブルービーチ訓練場など16施設。防衛省によると拒否の主な理由は賃借料額など契約上の問題のほか、米軍基地の存在に反対する意見や基地返還を求める意見などがあるという。

再契約を受け、沖縄防衛局は県軍用地等地主会連合会（土地連）に提出した①地目評価の適正な見直しを行う②賃借料に関して土地連と意見調整していく③との文書を踏まえ、賃借料算定の地目見直しについて土地連との調整を本格化させる。

再契約をめぐる賃借料額で土地連と国の考えに差があった。土地連側が防衛局への「予約締結同意書」の提出に難色を示す中で同局が同意書のコピーで契約可能との認識を示すなど、再契約が危ぶまれた時期もあった。